

特定保健指導における新プログラムの導入について

平成 20 年度以降、全国健康保険組合には生活習慣改善のための特定保健指導の実施が義務付けられ、当組合もその実施に力を注いでまいりましたが、実施率は長らく低迷が続いています。

そこで、実施率の引き上げと、特定保健指導の対象となられた方がより積極的に取り組めるよう、下記の新プログラムを導入いたします。

事業主の皆様におかれましては、新プログラムを含む特定保健指導の利用に関して、対象となられた方に対するお声かけなどのご協力を引き続きお願いいたします。

なお、同案内及びリーフレットにつきましては、個人向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」にも掲載いたします。

○特定保健指導とは、特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された方に、保健師等の専門職が生活習慣改善のためのアドバイス等を行うものであり、健康寿命の延伸と労働生産性の向上のためにも、是非お受けいただきたいプログラムです。

○特定健診と特定保健指導の実施は健康保険組合の義務とされ、その実施率が一定の基準に満たない場合は、高齢者医療制度への拠出金に加算されるペナルティを課されることから、当組合においても皆様に納めていただく保険料に影響を及ぼさないためにも、実施率の引き上げが急務となっています。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. プログラム内容 | 専門職による面談と支援に加え、減量サポートグッズを活用し、腹囲 2cm・体重 2 kg減を目指します。
※本プログラムは業務委託先の株式会社ベネフィット・ワンが実施する特定保健指導に限ります。
※減量サポートグッズは別紙リーフレットをご参照ください。
※専門職による初回面談は ICT（オンライン）面談です。 |
| 2. 対 象 者 | 特定保健指導の積極的支援対象者
※動機付け支援対象者は対象外になります。 |
| 3. 開 始 時 期 | 令和 4 年 8 月から順次ご案内いたします。 |

＜お問い合わせ先＞

大阪薬業健康保険組合 健康管理課 06-6941-6352